

身体障害者手帳についてのQ & A

◇手帳の申請はどこに出すのですか？

⇒お住まいの市福祉事務所又は町村役場の障害福祉担当課にお出してください。

◇手帳を申請する時に必要なものは何ですか？

⇒「申請書」、「身体障害者診断書・意見書（「知事の定める医師」が書いたもの）」及び写真2枚（縦4cm×横3cm）が必要となります。

◇「知事の定める医師」とは誰ですか？かかりつけの医師ではいけませんか？

⇒身体障害者福祉法により、「身体障害者診断書・意見書」を作成できる医師は、「知事の定める医師」（15条指定医）とされています。

「知事の定める医師」については、お住まいの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。また、かかりつけの医師がいる場合は、医師や病院の担当者へ指定の有無をお尋ねいただいても構いません。なお、他県や市の指定を受けている医師でも診断書・意見書の作成は可能です。

◇自分の病気の状態では、手帳が交付されるでしょうか？又は、何級になるでしょうか？

⇒疾病の結果としての障害の程度や生活動作の支障などの基準により認定を行いますので、病名だけでは判断できません。「知事の定める医師」にご相談ください。

◇手帳があると、どのような福祉サービスが受けられますか？

⇒手帳を取得することにより、障害種別とその程度に応じて、JR 運賃や有料道路通行料金の割引など、様々な福祉サービスが受けられます。詳しくは、お住まいの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。

◇手帳の申請をしてから、手帳が交付されるまで、どのくらいかかりますか？

⇒診断書・意見書に不備がなく、記載された障害内容と程度が認定基準に合致する場合は、お住まいの市町村窓口に申請していただいてから、概ね1ヶ月半程度で交付されます。

ただし、提出していただいた診断書・意見書の内容によっては、指定医に照会等を行う必要があり、文書の往復等で日数がかかる場合があります。この場合は、あらかじめ日数がかかる旨を、障害者相談所からご連絡いたします。

また、身体障害者福祉法別表に該当しない（手帳が交付されない）と判断される場合については、山梨県社会福祉審議会（年4回）に諮問することになりますので、さらに日数がかかります。